

令和元年度の審議会等の開催状況

No.	1. 名称	2. 開催回数	3. 会議の公開状況	4. 委員の総数		公募委員	公募委員が含まれていない理由 ※「蕨市審議会等の委員の公募に関する要綱」参照	
				傍聴人数の合計	非公開の理由 ※「蕨市審議会等の会議の公開に関する要綱」参照			
1	蕨市名誉市民選考審議会	0				0		
2	蕨市財産評価委員会	1	非公開	—	(1)蕨市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について、調停、審議、諮問等をする場合	8	0	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
3	蕨市情報公開及び個人情報保護審査会	0				5	0	(3)蕨市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について、調停、審査、諮問、調査等をする場合
4	蕨市情報公開及び個人情報保護審議会	1	一部公開・一部非公開	0	(1)蕨市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について、調停、審議、諮問等をする場合	10	0	(3)蕨市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について、調停、審査、諮問、調査等をする場合
5	蕨市行政不服審査会	0				3	0	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
6	公務災害補償等認定委員会	1	非公開	—	(1)蕨市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について、調停、審議、諮問等をする場合	5	0	(3)蕨市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について、調停、審査、諮問、調査等をする場合
7	公務災害補償等審査会	0				3	0	(3)蕨市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について、調停、審査、諮問、調査等をする場合
8	蕨市特別職報酬審議会	0				0	0	
9	みんなで創るわらび推進条例市民懇談会	1	公開	0		5	2	
10	蕨市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議	3	公開	0		10	2	
11	蕨市行政改革プラン策定に係る市民懇談会	3	公開	0		10	2	
12	蕨市国民保護協議会	0				37	0	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
13	蕨市防災会議	1	公開	0		34	0	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
14	交通安全対策会議	0				22	0	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
15	蕨市自転車等駐車対策協議会	0				20	0	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
16	蕨市交通安全対策協議会	1	公開	0		21	0	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
17	蕨市交通安全指導員協議会	1	公開	0		20	0	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
18	蕨市環境審議会	0				13	0	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
19	蕨市廃棄物減量等推進審議会	0				9	1	
20	中小企業融資審査会	0		—	(1)蕨市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について、調停、審議、諮問等をする場合	7	0	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
21	蕨市事業者等地域貢献協議会	0				0	0	
22	蕨市元気な商店街づくり検討委員会	0				0	0	
23	蕨ブランド認定審査会	2	非公開	—	(1)蕨市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について、調停、審議、諮問等をする場合	5	0	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
24	男女共同参画推進委員会	3	公開	0		10	2	
25	蕨市国民健康保険運営協議会	5	公開	4		9	2	
26	蕨市介護給付費等審査会	12	非公開	—	(1)蕨市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について、調停、審議、諮問等をする場合	15	0	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
27	蕨市民生委員推薦会	2	非公開	—	(2)法令等の規定により会議が非公開とされている場合	7	0	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
28	蕨市地域自立支援協議会	1	公開	0		18	0	(1)法令等により委員の資格が定められている場合
29	蕨市要保護児童対策地域協議会	13	非公開	—	(1)蕨市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について、調停、審議、諮問等をする場合	12	0	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
30	蕨市次世代育成支援行動計画地域懇談会	0				0	0	
31	蕨市子ども・子育て会議	4	公開	0		15	3	
32	蕨市介護認定審査会	79	非公開	—	(1)蕨市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について、調停、審議、諮問等をする場合	22	0	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
33	蕨市介護保険運営協議会	1	公開	0		10	2	
34	蕨市高齢者虐待防止ネットワーク会議	1	非公開	—	(1)蕨市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について、調停、審議、諮問等をする場合	15	0	(1)法令等により委員の資格が定められている場合
35	蕨市老人居室整備資金審査会	0				5	0	(1)法令等により委員の資格が定められている場合
36	蕨市地域包括支援センター運営協議会	2	公開	0		8	1	
37	養護老人ホーム入所判定委員会	1	非公開	—	(1)蕨市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について、調停、審議、諮問等をする場合	4	0	(1)法令等により委員の資格が定められている場合
38	蕨市保健センター運営委員会	1	公開	0		11	2	
39	蕨市健康づくり推進会議	2	公開	0		14	3	
40	蕨市母子保健連絡調整会議	1	公開	0		13	3	
41	蕨市歯科保健連絡調整会議	1	公開	0		7	0	(2)専門的な知識又は経験を要する場合

No.	1. 名称	2. 開催回数	3. 会議の公開状況	4. 委員の総数		公募委員	公募委員が含まれていない理由 ※「蕨市審議会等の委員の公募に関する要綱」参照
				傍聴人数の合計	非公開の理由 ※「蕨市審議会等の会議の公開に関する要綱」参照		
42	蕨市予防接種健康被害調査委員会	0				0	
43	蕨市公共事業評価監視委員会	0			(2)法令等の規定により会議が非公開とされている場合	5	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
44	蕨市まちづくり審議会	0				0	
45	蕨市ときめき都市賞選定委員会	0				0	
46	蕨市都市計画審議会	1	公開	1	(2)法令等の規定により会議が非公開とされている場合	13	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
47	蕨市彫刻のあるまちづくり委員会	0				0	
48	蕨市道路交通安全環境連絡会議	0				0	
49	蕨市建築紛争調停委員会	1	非公開	—	(1)蕨市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について、調停、審議、諮問等をする場合	4	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
50	蕨都市計画事業錦町土地区画整理審議会	3	一部公開・一部非公開	0	(1)蕨市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について、調停、審議、諮問等をする場合	15	
51	蕨都市計画事業錦町土地区画整理評価委員会	1	非公開	—	(1)蕨市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について、調停、審議、諮問等をする場合	3	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
52	蕨市余裕教室有効活用検討委員会	0				0	
53	蕨市障害児就学支援委員会	6	非公開	—	(1)蕨市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について、調停、審議、諮問等をする場合	22	(1)法令等により委員の資格が定められている場合
54	蕨市幼児教育振興協議会	0				0	
55	蕨市いじめ問題対策連絡協議会	3	公開	0		12	(1)法令等により委員の資格が定められている場合
56	蕨市いじめ問題調査審議会	0				0	
57	社会教育委員会	3	公開	0		15	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
58	蕨市青少年問題協議会	1	公開	0		21	(1)法令等により委員の資格が定められている場合
59	文化活動事業選考委員会	2	非公開	—	(1)蕨市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について、調停、審議、諮問等をする場合	8	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
60	蕨市スポーツ推進審議会	2	公開	0		11	(1)法令等により委員の資格が定められている場合
61	蕨市立小・中学校体育施設開放運営委員会	0				各校10人以内	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
62	蕨市放課後子ども教室運営委員会	1	公開	0		14	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
63	わらび学校土曜塾運営委員会	1	公開	0		7	(3)専門的な知識又は経験を要する場合
64	公民館運営審議会	3	公開	1		15	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
65	蕨市立図書館協議会	2	公開	1		10	2
66	蕨市立歴史民俗資料館協議会	1	非公開	—	(3)会議を公開することにより当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合	10	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
67	蕨市文化財保護審議委員（委員会）	1	非公開	—	(3)会議を公開することにより当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合	5	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
68	蕨市立学校給食センター運営委員会	3	公開	0		10	(2)専門的な知識又は経験を要する場合
69	蕨市立病院運営審議会	1	公開	0		10	2
70	蕨市上下水道審議会	1	公開	0		20	(1)法令等により委員の資格が定められている場合
71	蕨市消防委員会	2	公開	0		7	(1)法令等により委員の資格が定められている場合
72	蕨市消防賞じゅつ金審査委員会	0				0	0

公開した審議会等の開催回数の合計:55

傍聴人数:7

公開した審議会等の委員の総数(公募委員を含んでいる審議会のみ):135
公開した審議会等の公募委員の総数:28

- ・開催した審議会等:46(公開:29、非公開又は一部非公開:17)
- ・公開した審議会等の1回あたりの傍聴人数:傍聴人数(7)÷公開した審議会等の開催回数の合計(55)=0.1人
- ・審議会等の公募委員の人数(28)÷公開した審議会等の委員の総数(135)×100=20.7%

【参考】

1. 「蕨市審議会等の会議の公開に関する要綱」抜粋

第3条 会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 蕨市情報公開条例(平成19年蕨市条例第35号)第7条各号に掲げる非公開情報(以下「非公開情報」という。)に該当する事項について調停、審査、諮問、調査等をする場合
- (2) 法令等の規定により会議が非公開とされている場合
- (3) 会議を公開することにより当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合

2. 「蕨市審議会等の委員の公募に関する要綱」抜粋

第3条 審議会等の委員には、原則として公募により選任する委員(以下「公募委員」という。)を含めるものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等により委員の資格が定められている場合
- (2) 専門的な知識又は経験を要する場合
- (3) 蕨市情報公開条例(平成19年蕨市条例第35号)第7条各号に掲げる非公開情報(以下「非公開情報」という。)に該当する事項について調停、審査、諮問、調査等(以下「審議」という。)をする場合
- (4) 利害関係の処分等に関する事項について審議する場合
- (5) 緊急に委員を選任することを要する場合
- (6) その他市長が委員の公募が適当でないと認める場合

令和元年度の審議会等の開催状況

No.	計画・条例等の名称	計画・条例等の概要	実施時期	意見の人数	意見の件数	制定・策定期
1	「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン推進プランⅡ	市の最上位計画である「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンの推進に向けた『「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン推進プラン』(平成27年2月に策定)に引き続き、市民との協働をいちばんの推進力として、分野横断的な視点から、持続可能な都市経営を着実に推進していくための行動指針とすることを目的に本プランを策定した。	R2.2.17～ R2.3.9	1	4	R2.3月
2	改定蕨市まち・ひと・しごと創生総合戦略	少子高齢化や人口減少社会への対応を図り、将来にわたり、より住み心地が良く活力ある蕨をつくる切れ目ない取り組みを進めるため、これまでの「蕨市総合戦略」(平成27年10月に策定)の検証、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、社会経済情勢の変化等を踏まえ、蕨市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議で意見をいただきながら、「改定蕨市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。	R2.2.17～ R2.3.9	2	9	R2.3月
3	蕨市新庁舎建設基本設計	平成31年3月に新庁舎の基本理念や規模、機能など、新庁舎建設の根幹となる「蕨市新庁舎建設基本構想・基本計画」を策定。この基本構想・基本計画に基づき、市民サービスや災害対応の拠点、環境への配慮など、市庁舎としての役割を十分に果たすことのできる新庁舎を建設するために、「蕨市新庁舎建設基本設計 概要」を策定した。	R2.3.30～ R2.4.19	8	14	R2.4月
4	第4次蕨市情報化総合推進計画	本市ではITを最大限に活用した電子市役所の構築を目指し、平成14年7月に「蕨市情報化総合推進計画」を策定。第4次計画となる本計画は、ICTの急速な進化や市民ニーズなど本市を取り巻く社会情勢や環境の変化に柔軟に対応し、国や県の情報化施策との整合性を図るとともに、これまでの取り組みを引き継ぎながら更なる情報化を推進していくことを目的として策定した。	R2.2.18～ R2.3.9	1	3	R2.3月
5	第3次蕨市防犯計画	地域ぐるみで防犯活動を推進し、犯罪のないまち蕨を実現しようと、防犯のまちづくりに関して総合的かつ長期的に実施すべき施策の大綱を示した計画として平成22年度に策定。以降、社会情勢等に合わせた内容の見直しを行っており、本計画は第3次計画として策定した。	R2.2.27～ R2.3.19	0	0	R2.3月

令和元年度の審議会等の開催状況

No.	計画・条例等の名称	計画・条例等の概要	実施時期	意見の人数	意見の件数	制定・策定期
6	第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画	本計画は、子ども・子育て支援法に基づき平成27年度に策定された「蕨市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐとともに、次世代育成支援対策推進法に規定する「市町村行動計画」であり、計画期間は令和2年度～令和6年度までの5年間。計画の策定にあたっては、平成30年度に教育・保育施設や学童保育の利用希望を把握するためのアンケート調査を実施した。本計画の内容は、子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策を設定するとともに、子育てに関する総合的な施策の展開について、関係各課が実施する各施策・事業を掲載している。	R1.11.28～ R1.12.18	4	11	R2.3月
7	第2期蕨市教育振興基本計画	教育基本法第17条第2項に基づき、蕨市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画。蕨市の教育における最上位計画で、教育に関する諸計画との整合を図るよう策定した。	R2.1.6～ R2.1.26	1	1	R2.3月
8	改定第3次蕨市生涯学習推進計画	平成27年3月に、蕨市の生涯学習推進の方向性を定めるものとして第3次生涯学習推進計画を策定したが5年が経過し、社会教育法の一部改正や「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン 後期実現計画の策定、少子化による人口減少と急速な高齢化、技術革新と第4次産業革命の進展、地域コミュニティの衰退等、社会情勢の変化や生涯学習を取り巻く環境の状況に対応するため、改訂を行った。	R2.2.10～ R2.3.1	0	0	R2.3月
9	第2次蕨市子ども読書活動推進計画	平成24年6月に子ども読書活動推進計画を策定し、家庭・地域・学校・行政が連携して子どもの読書活動を推進してきた。これまでの子ども読書活動推進計画の成果と課題等を踏まえて、第2次蕨市子ども読書活動推進計画を策定した。	H31.4.19～ R1.5.9	2	6	R1.6月

令和元年度の審議会等の開催状況

No.	名称	概要	主な調査項目	調査時期	調査対象	抽出方法	調査方法	回収人数	回収率
1	蕨市市民意識調査	市民のまちづくりに対する意見・要望を把握し、まちづくりの理念「みんなで未来の蕨を創る」に基づき、市民と行政が一体となったまちづくりを推進していく上で必要となる基礎資料を得ることを目的とした調査。	まちへの愛着、永住意識、まちづくり、重点施策	1年8月	市内在住の満18歳以上の男女1,000人	住民基本台帳から各地区の年齢層別の人口比率に基づき、男女別に無作為抽出	行政連絡員による送付、郵便による回答	429	42.9%
2	生涯学習・生涯スポーツに関する市民意識調査	生涯学習及び生涯スポーツについて市民の意識調査を実施し、改訂第3次蕨市生涯学習推進計画の策定資料とする。	生涯学習・生涯スポーツに関する現状・今後の意向、市内施設等の利用状況、ボランティア活動状況・意向、音楽によるまちづくり	1年9月	市内在住の16歳以上の男女1,000人	住民基本台帳を基に無作為抽出	行政連絡員による送付、郵便による回答	312	31.2%
3	蕨駅西口再開発における図書館整備に関するアンケート	蕨駅西口再開発における公共施設として図書館を整備するにあたり、市民の様々な層のニーズを把握する。	職業、図書館の利用頻度、滞在時間、利用時間帯、利用していない理由、図書館の利用の仕方、新図書館に望むサービス	31年4月～1年5月	平成30年4月1日以降に1回以上図書館の貸出利用がある人から500人、利用がない人から500人	利用者、未利用者とも、それぞれ年代、性別、居住地区が同数になるよう無作為抽出	行政連絡員による送付、郵便による回答	467	46.7%

●令和元年度 意見交換会・ワークショップの実施状況

No.	名称	概要	実施時期	実施回数	対象	参加人数
1	市長タウンミーティング	「令和元年度の施策・予算について」をテーマに、市民の皆さんに市の現状を知っていただき、一緒に考えながら、市長と直接意見交換を行う。	31年4月	5回	市民	538人
2	蕨駅西口新図書館ワークショップ	蕨駅西口再開発事業における新図書館について、市民参加で作り上げていく機会として、ワークショップを開催する。	1年6月16日 1年7月13日	2回	市民(高校生以上)	延べ22人

令和元年度の審議会等の開催状況

(円)

使 途	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
	延べ 件数	金 額	延べ 件数	金 額	延べ 件数	金 額	延べ 件数	金 額	延べ 件数	金 額	延べ 件数	金 額	延べ 件数	金 額	
指定あり	協働によるまちづくりを推進する事業	0	0	1	50,000	0	0	11	407,500	5	95,500	1	20,000	6	210,000
	安全・安心なまちづくりを推進する事業	0	0	0	0	0	0	36	934,500	26	792,500	10	175,000	22	960,000
	子育て及び教育を支援する事業	4	110,000	7	10,324,142	6	2,218,756	102	4,159,123	58	2,875,000	34	1,600,000	33	1,625,000
	にぎわいと活力のあるまちづくりを推進する事業	3	110,953	0	0	0	0	60	349,500	26	1,028,000	8	502,000	14	881,000
	高齢者、障害者等の生活を支援する事業	0	0	2	50,000	2	20,000	41	1,075,480	29	771,000	22	565,000	14	398,000
	市長が必要と認める事業	0	0	0	0	0	0	11	190,000	11	160,000	8	245,000	7	201,000
	その他の事業	0	0	1	2,321	0	0	1	10,000	1	10,000	2	199,974	1	25,504
指定なし	7	15,619,110	4	10,312,200	3	343,000	344	12,878,865	272	10,063,060	183	28,664,705	158	11,442,910	
合計	14	15,840,063	15	20,738,663	11	2,581,756	606	20,004,968	428	15,795,060	268	31,971,679	255	15,743,414	

※1回の寄付につき複数の指定事業を選択できるため、寄付金を受けた件数より、指定された件数の方が多くなっています。